



高根沢町公告第1号

入札公告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5（2023）年5月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入札番号	1001
工事名	元気あつぶむら受水槽更新工事
工事箇所	高根沢町大字上柏崎地内
業種	管工事
工事概要	新規受水槽（鋼板製一体型内外面外面エポキシ樹脂加工）設置 一式 既設FRP受水槽 解体撤去・処分 一式 受水槽更新に伴う給排水設備工事・電気工事 一式
工期	210日間
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度（設備）を適用
予定価格	¥58,641,000-（内消費税額¥5,331,000-）
入札方法	郵便入札

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参加形態	単独
本店・営業所	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。
業種及びランク	高根沢町入札参加資格者名簿で管工事の等級がAであること。
配置技術者	建設業法に基づき本工事に対応する技術者を専任し、配置できること。
施工実績	平成30年4月1日以降において、次に該当する工事を単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として施工し、引き渡した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は含めない。） (1)国又は地方公共団体が発注した請負金額500万円以上の管工事。

3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和5年5月10日（水） 16：00までにFAX 提出先：高根沢町総務課 契約係
-------------	---

設計書閲覧期間	令和5年5月11日（木）以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和5年5月15日（月） 16：00までにFAX 提出先：高根沢町産業課
質問への回答	令和5年5月18日（木）
入札書提出方法	令和5年5月30日（火）までに高根沢郵便局に到達（局留） ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和5年5月31日（水） 14：00から 場所：高根沢町役場 大会議室（本庁第3庁舎1階）

#### 4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

提出期限	令和5年6月2日（金） 16：00までに持参 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先：高根沢町総務課 契約係
------	--

#### 5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上
支払条件	前払金：請求できる。 中間前払金：請求できる。 部分払：請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

#### 6 入札の辞退

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（高根沢町郵便入札実施要綱様式第4号）を提出すること。なお、入札書を郵送した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

#### 7 その他

(1) 本工事の施工箇所が「道の駅たかねざわ 元気あつぷむら」であることから、営業に支障のないよう、定休日を中心に施工すること。

(2) 下請け業者を選定する場合には、高根沢町内に本店を設置する者を選定するよう努めること。

(3) 本工事は、町議会の議決対象であるため、議会の議決を得た時に本契約となる。

## 8 担当課

(1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係 (TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

(2) 工事内容について

高根沢町産業課 商工観光係 (TEL 028-675-8104 FAX 028-675-8114)

### 入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第56条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。